

---

令和3年 第3回 築上町議会定例会会議録 (第5日)

令和3年9月16日 (木曜日)

---

**議事日程 (第5号)**

令和3年9月16日 午前10時00分開議

- 日程第1 議案第47号 令和3年度築上町一般会計補正予算 (第5号) について
- 日程第2 議案第48号 令和3年度築上町水道事業会計補正予算 (第1号) について
- 日程第3 認定第1号 令和2年度築上町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第4 認定第2号 令和2年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第5 認定第3号 令和2年度築上町奨学金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第6 認定第4号 令和2年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第7 認定第5号 令和2年度築上町霊園事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第8 認定第6号 令和2年度築上町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第9 認定第7号 令和2年度築上町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 認定第8号 令和2年度築上町水道事業会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 認定第9号 令和2年度築上町下水道事業会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 議案第49号 築上町個人情報保護条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第50号 築上町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議案第51号 築上町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議案第52号 築上町企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議案第55号 築上町過疎地域持続的発展計画について
- 日程第17 議案第57号 令和3年度築上町下水道事業会計補正予算 (第1号) について
- 日程第18 意見書案第2号 憲法に反する「重要土地利用規制法」の廃止を求める意見書 (案)  
(追加分)
- 日程第19 議案第59号 京築広域市町村圏事務組合を組織する市町村数の減少及び京築広域市

町村圏事務組合規約の変更について

- 日程第20 議案第60号 京築広域市町村圏事務組合からの行橋市及び京都郡苅田町の脱退に伴う財産処分について
- 日程第21 意見書案第3号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書（案）
- 日程第22 常任委員会の閉会中の継続調査について

---

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第47号 令和3年度築上町一般会計補正予算（第5号）について
- 日程第2 議案第48号 令和3年度築上町水道事業会計補正予算（第1号）について
- 日程第3 認定第1号 令和2年度築上町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第4 認定第2号 令和2年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第5 認定第3号 令和2年度築上町奨学金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第6 認定第4号 令和2年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第7 認定第5号 令和2年度築上町霊園事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第8 認定第6号 令和2年度築上町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第9 認定第7号 令和2年度築上町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 認定第8号 令和2年度築上町水道事業会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 認定第9号 令和2年度築上町下水道事業会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 議案第49号 築上町個人情報保護条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第50号 築上町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議案第51号 築上町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議案第52号 築上町企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議案第55号 築上町過疎地域持続的発展計画について
- 日程第17 議案第57号 令和3年度築上町下水道事業会計補正予算（第1号）について
- 日程第18 意見書案第2号 憲法に反する「重要土地利用規制法」の廃止を求める意見書（案）

(追加分)

- 日程第19 議案第59号 京築広域市町村圏事務組合を組織する市町村数の減少及び京築広域市町村圏事務組合規約の変更について
- 日程第20 議案第60号 京築広域市町村圏事務組合からの行橋市及び京都郡苅田町の脱退に伴う財産処分について
- 日程第21 意見書案第3号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書(案)
- 日程第22 常任委員会の閉会中の継続調査について

---

**出席議員(13名)**

1番 江本 守君	2番 吉原 秀樹君
3番 北代 恵君	4番 宗 晶子君
5番 丸山 年弘君	6番 池永 巖君
7番 鞆野 希昭君	8番 工藤 久司君
9番 武道 修司君	10番 池亀 豊君
12番 信田 博見君	13番 田原 宗憲君
14番 塩田 文男君	

---

欠席議員(1名)

11番 田村 兼光君

---

欠 員(なし)

---

事務局出席職員職氏名

局長 西田 哲幸君 課長補佐 横内 秀樹君  
総務係長 城山 琴美君

---

**説明のため出席した者の職氏名**

町長 …………… 新川 久三君 副町長 …………… 八野 紘海君  
教育長 …………… 久保ひろみ君  
会計管理者兼会計課長 …………… 石井 紫君  
総務課長 …………… 元島 信一君 企画財政課長 …………… 椎野 満博君

まちづくり振興課長 …	桑野 智君	人権課長 ……………	樽本 知也君
税務課長 ……………	今富 義昭君	子育て・健康支援課長 …	吉川 千保君
保険福祉課長 ……………	種子 祐彦君	産業課長 ……………	鍛冶 孝広君
建設課長 ……………	神崎 秀一君	都市政策課長 ……………	首藤 裕幸君
上下水道課長 ……………	福田 記久君	住民生活課長 ……………	武道 博君
学校教育課長 ……………	野正 修司君	生涯学習課長 ……………	古市 照雄君
監査事務局長 ……………	田村 貴志君		

---

午前10時00分開議

○議長（武道 修司君） それでは、始めたいと思います。

ただいまの出席議員は13名です。定足数に達していますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

ただいまから議事に入ります。

---

**日程第1. 議案第47号**

○議長（武道 修司君） 日程第1、議案第47号令和3年度築上町一般会計補正予算（第5号）についてを議題といたします。

本案所管分について、委員長の報告を求めます。池亀厚生文教常任副委員長。池亀副委員長。

○厚生文教常任副委員長（池亀 豊君） 本補正予算の所管の項目について慎重に審査した結果、障がい者福祉費、児童福祉費の昨年度実績に伴う、国、県への返還金、コロナワクチン接種に係る経費等が主なものであり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（武道 修司君） お疲れさまでした。

次に、塩田総務産業建設常任委員長。塩田委員長。

○総務産業建設常任委員長（塩田 文男君） 議案第47号令和3年度築上町一般会計補正予算（第5号）について。

本補正予算の所管の項目について慎重に審査した結果、防災倉庫の設置工事、農業者に対して園芸品目の生産支援をする補助金等が主なものであり、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

○議長（武道 修司君） お疲れさまでした。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） ありませんね。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第47号について採決を行います。

本案に対し、反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第47号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 異議なしと認めます。よって、議案第47号は委員長報告のとおり可決されました。

---

## 日程第2 議案第48号

○議長（武道 修司君） 日程第2、議案第48号令和3年度築上町水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

本案について、委員長の報告を求めます。池亀厚生文教常任副委員長。池亀副委員長。

○厚生文教常任副委員長（池亀 豊君） 本補正予算について慎重に審査した結果、人事異動に伴う補正、置石配水池追塩施設の設計及び水道管布設替え工事現場管理費が主なものであり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（武道 修司君） お疲れさまでした。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。原案に対して反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第48号について採決を行います。

本案に対し、反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第48号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 異議なしと認めます。よって、議案第48号は委員長報告のとおり可決されました。

### 日程第3. 認定第1号

○議長（武道 修司君） 日程第3、認定第1号令和2年度築上町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

この決算の所管分について、委員長の報告を求めます。池亀厚生文教副委員長。

○厚生文教常任副委員長（池亀 豊君） 本決算の所管の項目について慎重に審査した結果、認定すべきものと決定しました。

○議長（武道 修司君） お疲れさまでした。

塩田総務産業建設常任委員長。塩田委員長。

○総務産業建設常任委員長（塩田 文男君） これは、もう読まんでいい。もう中身だけ言っていないですか。

○議長（武道 修司君） どうなんかいね。（「読んでください」と呼ぶ者あり）読んでください。

○総務産業建設常任委員長（塩田 文男君） 中身だけ。認定から読まないけんの。

○議長（武道 修司君） 議題。議題読んでください。

○総務産業建設常任委員長（塩田 文男君） 認定第1号令和2年度築上町一般会計歳入歳出決算の認定について。

本決算について慎重に審査した結果、認定すべきものと決定いたしました。

以上です。

○議長（武道 修司君） お疲れさまでした。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。決算に対して反対意見のある方。宗議員。

○議員（4番 宗 晶子君） 認定第1号令和2年度築上町一般会計歳入歳出決算の認定について、2点の理由で反対の立場で討論いたします。

1点目に、2款1項19目、金額が19億142万5,507円の新庁舎建設事業は、当初より認めることができません。また、新庁舎基本設計が要求水準書を満たしていないことについても、昨年度同様納得できていません。

また、もう一点目、11款2項1目道路橋梁災害復旧費1,140万4,758円うち、令和2年8月の臨時会、議案第60号で議決されました予算、11款2項1目道路橋梁災害復旧費

790万円については、6月議会の質疑で、自治体が組織として契約を交わしていないのに事業を実施していたことが分かりました。これは自治体としてあり得ない行為でございます。この理由は誠に残念でございますが、昨年決算の際、個性ある地域づくり推進事業について申し上げた不認定の理由と同じでございます。

以上2点を不認定の理由とさせていただきます。

○議長（武道 修司君） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 次に、反対意見のある方。池亀議員。

○議員（10番 池亀 豊君） 令和2年度一般会計歳入歳出決算の認定について、反対の討論を行います。

令和2年度は、4月1日から町民の生活を苦しめる公共料金の値上げ、大阪府守口市から業務委託を受けた学童クラブ事業での不当労働行為で、大阪府、京都市などから入札停止を受けた共立メンテナンスへの包括業務委託、町内で1例も感染が確認されていなかった時点での3か月近くにも及ぶ長期休校を行い、令和2年度に実施したコロナ対策のうち、町独自の財政支出は対策費全体のごく僅かです。

以上、町民の命と暮らしを守るための町の姿勢が厳しく問われるということを指摘し、反対の討論とします。

○議長（武道 修司君） 次に、賛成意見の方は、いませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） もう一度、反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） ありませんね。これで討論を終わります。

これより認定第1号について採決を行います。

この決算に対する委員長報告は認定です。この決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立をお願いいたします。

〔賛成者起立〕

○議長（武道 修司君） ありがとうございます。起立多数です。よって、認定第1号については委員長報告のとおり認定することに決定をいたしました。

---

#### 日程第4、認定第2号

○議長（武道 修司君） 日程第4、認定第2号令和2年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

この決算について、委員長の報告を求めます。池亀厚生文教常任副委員長。池亀副委員長。

○厚生文教常任副委員長（池亀 豊君） 本決算について慎重に審査した結果、認定すべきものと決定しました。

○議長（武道 修司君） お疲れさまでした。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。決算に対して反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより認定第2号について採決を行います。

この決算に対し、反対意見はありません。この決算に対する委員長の報告は認定です。この決算は委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 異議なしと認めます。よって、認定第2号については委員長報告のとおり認定することに決定をいたしました。

---

### 日程第5、認定第3号

○議長（武道 修司君） 日程第5、認定第3号令和2年度築上町奨学金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

この決算について、委員長の報告を求めます。池亀厚生文教常任副委員長。池亀副委員長。

○厚生文教常任副委員長（池亀 豊君） 本決算について慎重に審査した結果、認定すべきものと決定しました。

○議長（武道 修司君） 池亀副委員長、何ちいうか、議題は一応、これから読むようにしてください。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。この決算に対して反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕



○議長（**武道 修司君**） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） これで討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより認定第3号について採決を行います。

この決算に対し、反対意見はありません。この決算に対する委員長の報告は認定です。この決算は委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 異議なしと認めます。よって、認定第3号については委員長報告のとおり認定することに決定をいたしました。

---

#### **日程第6 認定第4号**

○議長（**武道 修司君**） 日程第6、認定第4号令和2年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

この決算について、委員長の報告を求めます。塩田総務産業建設常任委員長。塩田委員長。

○総務産業建設常任委員長（**塩田 文男君**） 認定第4号令和2年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

本決算については、慎重に審査した結果、認定すべきものと決定いたしました。

○議長（**武道 修司君**） お疲れさまでした。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。この決算に対して反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） これで討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより認定第4号について採決を行います。

この決算に対し、反対意見はありません。この決算に対する委員長の報告は認定です。この決算は委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 異議なしと認めます。よって、認定第4号については委員長報告のとおり認定することに決定をいたしました。

日程第7. 認定第5号

日程第8. 認定第6号

日程第9. 認定第7号

日程第10. 認定第8号

日程第11. 認定第9号

○議長（武道 修司君） お諮りします。日程第7、認定第5号令和2年度築上町霊園事業特別会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第11、認定第9号令和2年度築上町下水道事業会計歳入歳出決算の認定までは、厚生文教常任委員会への付託事案であり、一括して委員長の報告を求めたいが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 異議なしと認めます。よって、認定第5号から認定第9号まで、一括して委員長の報告を行うことに決定をいたしました。

それでは、認定第5号から認定第9号まで、委員長の報告を求めます。池亀厚生文教常任副委員長。池亀副委員長。

○厚生文教常任副委員長（池亀 豊君） 認定第5号令和2年度築上町霊園事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

本決算について慎重に審査した結果、認定すべきものと決定しました。

認定第6号令和2年度築上町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について。

本決算について慎重に審査した結果、認定すべきものと決定しました。

認定第7号令和2年度築上町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について。

本決算について慎重に審査した結果、認定すべきものと決定しました。

認定第8号令和2年度築上町水道事業会計歳入歳出決算の認定について。

本決算について慎重に審査した結果、認定すべきものと決定しました。

認定第9号令和2年度築上町下水道事業会計歳入歳出決算の認定について。

本決算について慎重に審査した結果、認定すべきものと決定しました。

○議長（武道 修司君） どうもお疲れさまでした。

これで、委員長の報告が終わりました。

日程第7、認定第5号令和2年度築上町霊園事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。この決算に対して反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより認定第5号について採決を行います。

この決算に対し、反対意見はありません。この決算に対する委員長の報告は認定です。この決算は委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 異議なしと認めます。よって、認定第5号については委員長報告のとおり認定することに決定をいたしました。

日程第8、認定第6号令和2年度築上町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） ありませんね。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。この決算に対して反対意見のある方。池亀議員。

○議員（10番 池亀 豊君） 高いので反対です。

○議長（武道 修司君） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 次に、反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで討論を終わります。

これより認定第6号令和2年度築上町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については、電子表決システムにより採決を行います。

議場内2か所にモニターがありますが、モニター画面に投票受付中となりますので、その段階でボタンを押せます。

1番、江本守議員については、事務局が補助します。

この決算に対する委員長の報告は認定です。私の開始の合図で、認定第6号に賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

ただいまより開始します。それでは、押してください。

〔電子表決〕

○議長（武道 修司君） 皆さん、ボタンを押されていますので、再度間違いがないかを確認をしてください。よろしいですかね。

それでは、これで締め切ります。

モニターのほうに表示がされますので、御確認をください。

賛成多数です。よって、認定第6号については委員長報告のとおり認定することに決定をいたしました。

日程第9、**認定第7号**令和2年度築上町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。この決算に対して反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより認定第7号について採決を行います。

この決算に対し、反対意見はありません。この決算に対する委員長の報告は認定です。この決算は委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 異議なしと認めます。よって、認定第7号については委員長報告のとおり認定することに決定をいたしました。

日程第10、**認定第8号**令和2年度築上町水道事業会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。この決算に対して反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） これで討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより認定第8号について採決を行います。

この決算に対し、反対意見はありません。この決算に対する委員長の報告は認定です。この決算は委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 異議なしと認めます。よって、認定第8号については委員長報告のとおり認定することに決定をいたしました。

日程第11、**認定第9号**令和2年度築上町下水道事業会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。この決算に対して反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） これで討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより認定第9号について採決を行います。

この決算に対し、反対意見はありません。この決算に対する委員長の報告は認定です。この決算は委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 異議なしと認めます。よって、認定第9号については委員長報告のとおり認定することに決定をいたしました。

---

#### **日程第12. 議案第49号**

○議長（**武道 修司君**） 日程第12、議案第49号築上町個人情報保護条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について、委員長の報告を求めます。塩田総務産業建設常任委員長。塩田委員長。

○総務産業建設常任委員長（**塩田 文男君**） 議案第49号築上町個人情報保護条例等の一部を改正する条例の制定について。

本条例は、行政手続における特定の個人情報を識別するための番号の利用等に関する法律が改正されたことに伴い、文言の訂正及び条項を一部改正するものであり、原案のとおり可決するべ

きものと決定いたしました。

○議長（**武道 修司君**） お疲れさまでした。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。原案に対して反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） これで討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第49号について採決を行います。

本案に対し、反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第49号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 異議なしと認めます。よって、議案第49号については委員長報告のとおり可決されました。

---

### **日程第13. 議案第50号**

○議長（**武道 修司君**） 日程第13、議案第50号築上町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について、委員長の報告を求めます。池亀厚生文教常任副委員長。池亀副委員長。

○厚生文教常任副委員長（**池亀 豊君**） 議案第50号築上町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。

本条例は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、「連携協力を行う者」の文言を「連携協力を行う施設」に改めるために条例の一部改正するものであり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（**武道 修司君**） お疲れさまでした。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。原案に対して反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第50号について採決を行います。

本案に対し、反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第50号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 異議なしと認めます。よって、議案第50号については委員長報告のとおり可決されました。

---

#### 日程第14. 議案第51号

○議長（武道 修司君） 日程第14、議案第51号築上町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について、委員長の報告を求めます。池亀厚生文教常任副委員長。池亀副委員長。

○厚生文教常任副委員長（池亀 豊君） 築上町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。

本条例は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する省令及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が施行されたことに伴い、「連携を行う者」の文言を「連携協力を行う施設」に改めることと、今まで書面で行った方法が、電磁的な方法でも対応できるようになったため条例の一部改正するものであり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（武道 修司君） お疲れさまでした。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。原案に対して反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第51号について採決を行います。

本案に対し、反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第51号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 異議なしと認めます。よって、議案第51号については委員長報告のとおり可決されました。

#### 日程第15. 議案第52号

○議長（**武道 修司君**） 日程第15、議案第52号築上町企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について、委員長の報告を求めます。塩田総務産業建設常任委員長。塩田委員長。

○総務産業建設常任委員長（**塩田 文男君**） 議案第52号築上町企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について。

本条例は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行に伴い、過疎地域における地方税の減収補填措置の拡充により対象業種を拡大、また事業所等の新設・増設・移設に、新たに建て替えについて記載を追加する必要があるため一部改正するものであり、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

○議長（**武道 修司君**） お疲れさまでした。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。原案に対して反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） これで討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第52号について採決を行います。

本案に対し、反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第52号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 異議なしと認めます。よって、議案第52号については委員長報告のとおり可決されました。



---

**日程第16. 議案第55号**

○議長（武道 修司君） 日程第16、議案第55号築上町過疎地域持続的発展計画についてを議題といたします。

本案について、委員長の報告を求めます。塩田総務産業建設常任委員長。塩田委員長。

○総務産業建設常任委員長（塩田 文男君） 議案第55号築上町過疎地域持続的発展計画について。

本案は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行に伴い、過疎地域持続的発展計画を策定するものであり、原案のとおり可決するべきものと決定いたしました。

以上です。

○議長（武道 修司君） お疲れさまでした。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。原案に対して反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第55号について採決を行います。

本案に対し、反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。この議案第55号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 異議なしと認めます。よって、議案第55号については委員長報告のとおり可決されました。

---

**日程第17. 議案第57号**

○議長（武道 修司君） 日程第17、議案第57号令和3年度築上町下水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

本案について、委員長の報告を求めます。池亀厚生文教常任副委員長。池亀副委員長。

○厚生文教常任副委員長（池亀 豊君） 議案第57号令和3年度築上町下水道事業会計補正予算（第1号）について。

本補正予算について慎重に審査した結果、大雨等の災害時に処理施設内の雨水の流水を抜き取るための経費等が主なものであり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（**武道 修司君**） お疲れさまでした。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。原案に対して反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） これで討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第57号について採決を行います。

本案に対し、反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第57号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 異議なしと認めます。よって、議案第57号は委員長報告のとおり可決されました。

---

### **日程第18. 意見書案第2号**

○議長（**武道 修司君**） 日程第18、意見書案第2号憲法に反する「重要土地利用規制法」の廃止を求める意見書（案）についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） いいですか。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。塩田議員。

○議員（**14番 塩田 文男君**） 憲法に反する重要土地利用規制法の基地を抱える築上町としては、非常に大事な内容であり、これ以外にも基地に関することは全て大事なことなんですが、ここでちょっと反対討論ちょっと長くなりますが、御了承いただきたいと思うんですが。

今から二十二、三年ぐらいになりますか、旧椎田町ですけど、岩丸地区で産業廃棄物の処理場ができるという事案が発生して、当時、地下水が汚染される形で、椎田町と住民が訴訟に踏み切ったという事件が発生しました。結果的には、町と住民が勝訴して、業者は敗訴したわけなんですけど、すさまじい裁判で、農道の使用禁止とか、普通じゃ考えられないような裁判を展開して

きました。

そういった過去の事例、これは基地周辺ではございませんが、現実に外国資本、外資系また外国人が、例えば老舗の旅館が倒産して、そこを買ってマンション建てたと。あと、都心のマンションで外国人が購入と。いろんな様々な事案が発生する中で、この意見書の中身を見ますと、北海道千歳、長崎県対馬、もともとここが発端でこの法案が大体流れてきた経緯がありまして、そこに1,800自治体のうち、16件にとどまるどころか、内容が、意見書は提出は含まれてないということで、実際には北海道であったのは、山林を買って投資目的と。で、対馬のほうでは韓国の方のホテルの購入ということで、中身はこれに値する内容にはないわけなんですけども、その当時に北海道道知事、また東北県知事、また地方議会、また複数の地方公共団体からの安全保障の観点から必要な整備を求める意見書が当時出され、ここが大体発端で来たわけなんですけど、そこで政府のほうで国民の不安に応える措置が必要ではないかということが、今回のこの重要土地利用法案の流れであります。

そして、この意見書の中に書かれてる下のほうですね、「土地取得等により重要施設の機能が阻害された事実がないことは政府も認めており」、ここが先ほど言ったところなんですけど、答弁が二転、三転という形で書かれてますが、私もいろいろと調べてみました。自分が分かる範囲なんですけど、そこで、その当時の答弁内容が、重要施設の機能に支障を来す建造物の設置、トンネルを掘削して侵入を図る行為、電波障害準備行為、施設侵入準備行為、国境離れ島等に関して、そういった様々な内容を一例として挙げてきたわけなんですけども、それ以外に具体的に述べろというのは、安全保障上例示することは適当でないという答弁から、この二転、三転という内容になってると思います。

そこでやはり、例えばこの提出書類、氏名、住所、目的、土地の所在、面積等、実際基地の1キロ半径内を土地の売買、宅地・農地等あるでしょうけど、農地を買えば農業委員会にかけ、そこに家を建てれば建築確認あり、面積膨大に買えば都市計画にやるわけで、全て町が窓口で県の基準に入ってくる。この今提出書類も、そのときここに書かれてる以上の書類も必要になってくる。通常行われている行為であり、実際に、もしこのような重要土地の規制法の中で、そういった阻害行為等近隣来た場合、じゃあ築上町でどこまで対応できるのかっていったら、先ほどの産業廃棄物の事件と同じような形になって、となれば、この法律は、やはり国がそこでちゃんと使用目的を見てくれるという非常に大事な法案でないかと、私個人はそういうふうに考えております。

話長くなりましたけど、要は、提出書類と建築確認等の書類は全く、その書類がそのまま国に上るといって、僕はそういう解釈しとりますので、この重要土地規制法については、反対意見とさせていただきます。

○議長（**武道 修司君**） 次に、賛成意見のある方。池亀議員。

○議員（**10番 池亀 豊君**） この法律は、日本国憲法の平和主義の内容を掘り崩すものであり、有事の平時化、有事的価値観による平時の価値観への浸食を推し進めるものです。私は、こうした法を乱す意識を変えていく必要があると考えます。リスクをことさら強調し、特定の国を敵視し、基地被害に苦しむ住民から目を背け、軍事的なものに偏重する、この姿勢こそ改められなければなりません。

衆参両院の付帯決議では、区域指定に当たって地方自治体の意見を聞くよう、基本方針において定めることが求められており、地方自治体は情報提供やそのほかの協力を求められる立場であることから、住民の平時の生活を守っていくために、この意見書は重要なものであると考えます。

以上、賛成の討論とします。

○議長（**武道 修司君**） 次に、反対意見のある方。信田議員。

○議員（**12番 信田 博見君**） 反対の意見を述べさせていただきます。

この重要土地利用規制法というのは、重要な土地ということで、基地周辺あるいは原発周辺と限られておりますけれども、今、日本全体で考えるならば、北海道の山林が中国の資本、あるいは外国の資本から買いあさられていると。また、東北、北陸等の水のおいしいところとか、そういった山林等も買い占められつつあるという、非常に危機感を覚えるような状況になっております。

ですから、この規制も非常に大切なものになってくると思うんですね。まだまだ日本では、非常にこういう規制が緩いために、外国の資本がどんどん入ってきて、日本の土地等も買い占められつつあるということなんですね。今、福岡県も全国第4番目になっております。それから熊本の水前寺公園周辺も買い占められたところがあるらしいですね。

そういったことで、日本ではもっともっと厳しい規制が必要なんじゃないかなと思います。そういったことで反対とします。

○議長（**武道 修司君**） 次に、賛成意見のある方。（発言する者あり）

提出者、（「提出者は言えない」と呼ぶ者あり）提出者やけね。はい。ほかに賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 次に、反対意見のある方。北代議員。

○議員（**3番 北代 恵君**） 反対の立場から意見を述べさせていただきます。

先ほど反対意見のほうで、土地が外国資本に買い占められるという問題があり、この法律、重要土地利用規制法は、国家安全保障の観点からの法律であるというふうに私も認識しております。

確かに、この意見書にあるように、本法案の機密性が低いという課題ですとか、住民の監視に

当たるのではないかといった課題も国会のほうで議論がなされていたところは承知しております。

しかし、その国会の答弁の中では、この機密性が低いという課題に対し、この透明性を確保するため、毎年公表・報告すること、これを基本方針に明記する予定であるということと、平成25年12月の国家安全保障条約、この方針を維持していけば、地域の地元の経済活動と民間の活動と両立していけるのではないかという議論、これがされていたこともしております。

以上の理由により、憲法に反する重要土地利用規制法の廃止を求める意見書に対しては、反対の立場とさせていただきます。

○議長（**武道 修司君**） 次に、賛成意見のある方というのはいませんよね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 次に、反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） いいですかね。これで討論を終わります。

これより、意見書案第2号について採決を行います。

意見書案第2号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いいたします。

〔賛成者起立〕

○議長（**武道 修司君**） ありがとうございます。起立少数です。よって、意見書案第2号は否決されました。

---

**日程第19. 議案第59号**

**日程第20. 議案第60号**

**日程第21. 意見書案第3号**

○議長（**武道 修司君**） ここで追加議案です。

お諮りします。日程第19、議案第59号京築広域市町村圏事務組合を組織する市町村数の減少及び京築広域市町村圏事務組合規約の変更についてから、日程第21、意見書案第3号コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書（案）についてまでを、会議規則第39条第2項の規定により、委員会付託を省略し本日即決したいが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 異議なしと認めます。よって、議案第59号から意見書案第3号までは委員会付託を省略し本日即決することに決定をいたしました。

日程第19、議案第59号京築広域市町村圏事務組合を組織する市町村数の減少及び京築広域市町村圏事務組合規約の変更についてを議題といたします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。元島総務課長。

○総務課長（元島 信一君） 議案第59号京築広域市町村圏事務組合を組織する市町村数の減少及び京築広域市町村圏事務組合規約の変更について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、令和4年3月31日限り、京築広域市町村圏事務組合から行橋市及び京都郡苅田町を脱退させ、令和4年4月1日から京築広域市町村圏事務組合規約を別紙のとおり変更する。令和3年9月16日提出、築上町長、新川久三。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 議案第59号は、さきに、中日の日にですね、一応、議案を取下げをした案件でございますけれど、一応、提案の条文中、一部不備があったというようなことで、取下げをさせていただきましたけれども、これが広域圏のほうから訂正がされてきたということで、基本的には第11条3項中の中にノウ表という表記がございますが、このノウ表を削るという形になります。というのが、規約3条の中に表がありましたけれども、この表を、3条、全部改正いたしましたして、組合は消防に関する事務、ただし、消防団に関する事務、並びに水利施設の設置、維持及び管理に関する事務を除くということで、消防事務を統合処理するというので、一応、3条を全部改正いたしましたので、11条中にこの3条の表のノウ表が入っておりました。ということで、これをノウ表を削るという形で、今回修正が来ましたので、提案をさせていただいている。

委員会がちょっと開かれなかったということで、もう1回、逐次、ちょっと説明をさせていただきますと、第2条は行橋市と苅田町が一応この組合から脱退をするということで、第2条は豊前市、みやこ町、吉富町、上毛町及び築上町で組織するというので改めました。3条は先ほど申したとおりでございます。それから、第4条中、一応これは事務所の位置を行橋市西宮市5丁目1番5号を、豊前市大字荒堀525番の1と、これも4条をこのように改めると。それから、第5条第1項中、今までの議員定数が18名でございましたので、10人に改める。これは行橋市と苅田町の議員の定数を差っ引いて10人という形で、このような形で改めるということでございます。そして、同条第2項を次のように改めるということで、これも一応、豊前市4人、みやこ町2人、吉富町1人、上毛町1人、築上町2人という10人の内訳でございます。それから、第5条中、3項中で、これは一応、文字の修正をさせていただいております。そして、第8条の改正は、今まで副組合長が3人おりましたが、副組合長を1名に改めるということで、それで5条中の中に組合長が定めた副組合長の順序を決めておりましたけれども、1名でいいということで、順序を削ると。それから、第10条中に監査委員の項目でございますけれども、監査委員が3人おまして、2人が識見、1人が議会代表ということでございましたけれども、これを、識見を1人、議会を1人ということで、一応改めると。それから、あとは字句の修正を若干させていただいております。ということで、基本は組合再編ということで、消防事

務とメディカル事務を分けて、消防事務をこの広域圏で残す、それからメディカル事務該当の行橋市、それから苅田町を脱退して、新しい事務組合をつくるというふうな段取りでの提案でございますし、みやこ町は一応両方事務を行っておりますので、消防はそのまま残って、新たな事務組合にはみやこ町も加わっていくと、こういう算段になっておるところでございます。こういうことで、ちょっと申し訳ございませんでしたけれども、追加提案となりましたので、ただいま申したことが、事務を分けることによって、行橋市、苅田町が脱退と、その関連での規約改正でございます。よろしく御審議をしていただき、御採択をお願い申し上げます。

以上です。

○議長（武道 修司君） これより、質疑を行います。質疑のある方。宗議員。

○議員（4番 宗 晶子君） ただいま御説明いただきまして、まず、議案をきちんとした形で出してくださったこと、このことには大変敬意を表しております。今、御説明いただきまして、これ、本当は委員会付託になって、ゆっくり審議することができたらありがたかったんですけども、今日の三回の質疑で我慢したいと思います。

まず、本規約改正案について、町長からお聞きした話では、あくまでも行橋市と苅田町が脱退するための規約改正案。1市4町の新体制の事務になってから、再度の規約改正も含めていろんなことを検討するとおっしゃっていただきました。再度の規約改正を、どの点について、いつまでに行うべきかと考えておられるのか、町長の現時点の考えで結構ですので、御答弁をお願いいたします。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 今の質問は、まだ予定のことなので答弁は差し控えます。というのが、理事会があつて、それぞれ協議をしていくと、そして規約改正は全ての加入団体の親議会での承認がいるという形になりますので、これを不利益になるような団体があれば、これは当然、反対してくるし、そうなれば現行の規約どおり、物事を進めていかなければならないと、これは原則でございますし、事務の体制とかいろんな、一応理事会では協議はしてまいりますけれども、どのように、いつまでどうするかというのは、ちょっと回答は今いたしかねるところでございます。

以上です。

○議長（武道 修司君） 宗議員。

○議員（4番 宗 晶子君） やっぱり、今、答えられないというのもよく分かります。ただ、町長として現時点ではどうなのかなと思うお気持ちはお聞きしたかったんですけども、改正点が必要だと思ったら、ぜひともそれを主張していただきたいと私は考えております。

2点目も、多分、同じような質問になりますので、御回答はできないとおっしゃるかと思いますが、一応準備してきたので質問させていただきたいと思います。あと、現状のことも皆さんに

分かっていたきたいので、質問させていただきたいと思います。来年度の組合経費の分担金と消防の会計についてということで、2点お尋ねしたいと思います。

組合の経費なんですけれども、今、この組合の経費というのは一般会計と消防の特別会計と、あと、メディカルの特別会計がありますよね。それで、メディカルがちょっとなくなっちゃうので、今はちょっと、消防と一般会計のことだけお話しさせていただきたいと思うんですけれども、一般会計の分担金割合、各市町への分担金割合は均等割が30%、人口割が70%、しかし、消防特別会計の分担金割合は均等割が10%で人口割が10%、施設割10%となっております、両者が、分担金割合が違うんです。来年度、それぞれの分担金割合はどうなるのかということ、町長の考え聞きたかったんですけれども、一応、もしよかったら教えてください。

2点目に、来年度からはメディカルがなくなることによって、消防事業だけになります、この一部事務組合は。今は一般会計と特別会計に分けているんですけれども、来年度はそれを分ける意味がなくなってくると思うんです。ですので、来年度は会計を1つにまとめてもいいんじゃないかと考えるんですけれども、その点についても町長の見解を、絶対じゃない、今の町長の見解で結構ですので、お聞きできればと思います。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） これもいろんな形態が考えられるけれども、まだ理事会でそういう議論はやっていないというか、若干はやっているんですけど、そんなに発表できるような段階でもございませんし、そして、今、規約では、先ほど申したとおり、一般会計は7割、3割で、均等割が3割、人口割7割という形になっております。そして、消防会計については、規約にはございません。これは組合長が組合の議会に諮って、一応、負担割合を決めるという、そういう形の規約に現在なっております。だから、これはこれで、それぞれ皆さんが合意しなければ、規約を一本化、規約の中で一本化するのかもしれないのかということも、これは定かではないわけでございますし、このままいけば二本立ての予算の負担になってこようかと思えます。

消防の特別会計については、これ、分担金割合、若干、相当違いますが、これは消防分署を持っておるところと持っていないところ、そして、持っていないところ、1か所のところ、それから本部のあるところと、そういう形で、形態が違うので組合長が決めて、そしてそれが、形態が時々変わってくる場合がございます。というのは、豊前市が消防の、化学消防車を購入したりという形になって、全額、豊前市が負担したこともございますし、そういう一つの考え方があるので、これ、規約でそのまま決めたら、それを全額、平等に負担していく形になる可能性もあるので、そういう一つの組合長が決めると、そういう経過になったんじゃないかなと、これは昔からずっとその形態できておりますので。だけど、一般会計と消防会計を一緒にするかというと、一般会計は議会、それから総務費、直接雇った職員の人件費、そういうのが全部、こ



の一般会計から出される、監査とか、それから公平委員の経費とか、そういうのは一般会計から出されるんです。そこのところ、1本にすれば、一般会計にすれば、議会費と総務費と、それからその総務費の中にいろんな項がございますが、その項をして、あとは9款の常備消防費と、そういう形の予算立てにすれば1本になる。だけど負担割合は、なかなか一本化はできない状況じゃないかなと思っておるところでございます。それは今からの理事会で決めて、どうするかという話に、細かいことですね、それと事務体制もどうするかというふうな形も、一つ、懸案事項になっております。そういうことで、一応、事務局長、出したところは全部、それぞれの出したところの自治体が負担をしておると、こういう状況もございますので、今後はその話合いが主体化してくるので、話ができれば、規約を改正するところが出てくれば、またそれぞれの議会に提案していく、そして、組合議会だけでいいものは組合議会に提案というか、組合議会は来年の3月31日まで、組合はです、存続するので、そうすれば、関係ない行橋、それから苅田町にも、消防のことも一応議決をしていただかなければならないと、こんないろんな問題、残っておるので、来年の4月1日以降になる可能性もあるし、そこのところはちょっと、まだ定かではございません。

以上です。

○議長（武道 修司君） 宗議員。

○議員（4番 宗 晶子君） 丁寧に御回答くださってありがとうございます。

確かに、組合議会で議決することというのは、逐一、親議会まで諮ることができないことを組合議会の代表の方に決めていただいているということで、町長の御説明はよく分かりました。ただ、それでもちょっと疑問がありますので、ちょっと、一応質問はさせていただきたいと思えます。本当、これは町長お一人では判断できないことでもございますので、今、申し上げて大変恐縮なんですけど、この場でしか町長にこういう意見を、執行機関、理事会になるんですかね、名称がよく分からないんですけども、町長たちが話し合う場に持っていきただけなので、一応今日、申し上げたいと思えます。

今の規約改正案に疑問が、というか現行の規約に疑問があるんですけども、改正点というんじゃなくて、今の規約に疑問があるんですけども、1点目の議論の前提として、法令の解釈について説明させていただきたいと思えます。地方自治法……

○議長（武道 修司君） 宗議員、これ、質疑なので、質問でしてください。

○議員（4番 宗 晶子君） もちろんです。

○議長（武道 修司君） 要望する場とか、一般質問化するところではないので、あくまでも議案に対する質疑でお願いいたします。

○議員（4番 宗 晶子君） じゃあ、議案として申し上げますと、規約改正に、新たにここが必

要なんじゃないかという点と、あと、こういう文言を加えなくちゃいけないんじゃないかということをお願いさせていただきたい。それだったら問題ないですよ、今の議案に対して。

○議長（武道 修司君） 改正点に。

○議員（4番 宗 晶子君） 改正点に。

○議長（武道 修司君） いや、改正点に対しての質疑をお願いいたします。

○議員（4番 宗 晶子君） 改正点があると、その後、全体を通したらおかしくなるんじゃないかという点です。

○議長（武道 修司君） ちょっと、その議案じゃないところの質問をすると、関連があるかないかと言われても、ちょっと、あくまでも議案で質疑という形を取ってください。お願い的なものはちょっと質問にならないので。

○議員（4番 宗 晶子君） ただ、これ、大事な機会ですし、大事なことだと思いますので、そうですね、では。

○議長（武道 修司君） なるべく簡略化をお願いします。

○議員（4番 宗 晶子君） ありがとうございます。

事務というのは、組合規約の第1条に書かれている組合の経費なんですけれども、先ほど申し上げた、一般質問と特別会計があるんですが、この1項では組合の経費があります。2項に組織市町の分担金の割合が定められているんですけれども、第1項には全ての経費が含まれているのに、第3項には、第2項に定めるもののほか、第3条に定める事務に要する経費は、組合議会で議決を経て、組合長が組織市町に分担するとされています。同じ組合の経費に附帯して、何で二通りの経費があるのかというのが疑問なんです。だからこのことを、疑問について先ほど町長が答弁してくださったので、組合議会と親議会で決めることを分けたほうが良いという点で、こういうふうな分け方をしているんじゃないかとは思いますが、その必要があるのかどうかということを知りたい。

そしてもう一つは、今回の規約改正でメディカルセンターが消滅します、この事務組合から。だけど、メディカルセンターは消滅するわけじゃなくて、行橋市、荻田町、みやこ町が新たに設置する一部事務組合に事業が継承されるんです。この業務の継承は、法令上、事務の継承と言われていて、地方自治法施行令にその定めがあるんです。法令上は財産処分と事務の承継の両方の手続が必要なんですけれども、財産処分は次の議案にあります。だけど、今回の一部事務組合の分割再編に関する規約改正議案のどこにも、事務の継承という文言が出てこないんです。この根拠は、埼玉県、新潟県、大阪府のホームページの一部事務組合の事務に関する手引書に書いていました。手引書によると、3府県とも、一部事務組合の事務の承継を行うために組合の規約改正が必要であると、共通の指導があるんです。だけど、今回はこの議案にはない、だから規約改正

案の条文に、行橋京都メディカルセンターに係る事務については、行橋市、苅田町、みやこ町が新たに設置する一部事務組合に事務承継するというような条文を入れる必要があったのではないかと、思うんですけれども、質問でございますので、そのことについてお考えをお聞かせください。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） それは、方法論です。いろいろ、一応事務の分け方があって、方法論で、福岡県の認可するところと打合せした結果、それでもいいよという形になって、脱退してから新たにすれば、財産分与は一応関係あるところで財産分与ということで、私ども、豊前市とし尿処理組合しておりましたけど、財産の関係もそういう協議をしながら、財産分与して、あと、みやこ豊前が残って、そしてみやこが脱退していったという経緯がございますけれど、財産に関する、また次の議題でございますけれど、それは方法論だということで、一応脱退してから新たにすると、継承じゃないということで理解してもらえればいいんじゃないかなと思っております。

それと、基本的には先ほど言ったように、一般会計と特別会計ということも、これ、規約を改正しなければどうしようもならないという形になるので、これがそのところどうなるのかというのは、まだ定かではないというのは御理解しておってくださいということでございます。

以上です。

○議長（武道 修司君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） ありませんね。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第59号について採決を行います。

本案に対し、反対意見はありません。議案第59号は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 異議なしと認めます。よって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

日程第20、議案第60号京築広域市町村圏事務組合からの行橋市及び京都郡苅田町の脱退に伴う財産処分についてを議題といたします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。元島総務課長。

○総務課長（元島 信一君） 議案第60号京築広域市町村圏事務組合からの行橋市及び京都郡苅田町の脱退に伴う財産処分について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第289条の規定により、行橋市及び京都郡苅田町が京築広域市町村圏事務組合から脱退することに伴う財産処分について、別紙のとおり関係市町と協議の上、定める。令和3年9月16日提出、築上町長、新川久三。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 議案第60号も59号と関連した議案でございます。先ほど可決をいただきましたけれども、この脱退に伴う財産処分ということで、メディカルに関わる部分は一応この広域圏が手放すというふうなことでございます。それから、一般会計にあるものは3月31日付をもって、財政調整基金がございしますが、これをそれぞれの負担割合に応じて行橋市と苅田町の分はそれぞれ行橋市と苅田町にお返しをします。あとの財政調整基金は、みやこ町以下、全部、この広域圏に残るところにそのまま留保していくと、このような状況になっております。だから、基本的にはメディカルの施設、それからいろんな形、全てメディカルに関する部分は、一応新しい組合のほうに供与すると、こういう形になっておるところでございます。

以上です。

○議長（武道 修司君） これより、質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。原案に対して反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第60号について採決を行います。

本案に対し、反対意見はありません。議案第60号は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 異議なしと認めます。よって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

日程第21、意見書案第3号コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書（案）についてを議題といたします。

事務局の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。西田議会事務局長。

○事務局長（西田 哲幸君） 意見書案第3号コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書（案）。

上記の意見書（案）を別紙のとおり、築上町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出する。令和3年9月16日、提出者、築上町議会議員塩田文男。賛成者、築上町議会議員池亀豊。築上町議会議長武道修司様。

○議長（武道 修司君） それでは、塩田議員のほうから説明をお願いいたします。塩田議員。

○議員（14番 塩田 文男君） 意見書案第3号コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書（案）。

新型コロナウイルスの感染拡大は、変異株の猛威も加わり、我が国の各方面に甚大な経済的、社会的影響を及ぼしており、国民生活への不安が続いております。この中で、地方財政は来年度においても巨額の財源不足が避けられない厳しい状況に直面している。地方自治体においては、新型コロナウイルス感染対策はもとより、地方創生、雇用対策、防災・減災対策、デジタル化や脱炭素社会への実現とともに、財政需要の増嵩が見込まれる、社会保障等への対応に迫られております。そのためには、地方財源の充実が不可欠であり、よって、国において令和4年度地方財政対策及び地方税制改正については、地方の財政にしわ寄せがないよう実現されるよう、強く要望するものであります。

以上です。

○議長（武道 修司君） それでは、これより質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） ありませんね。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、意見書案第3号について採決を行います。

本案に対し、反対意見はありません。意見書案第3号は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 異議なしと認めます。よって、意見書案第3号は原案のとおり可決されました。

## 日程第22. 常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（武道 修司君） 日程第22、常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

それぞれの常任委員会委員長から閉会中の継続調査の申出がありましたので、これを許可したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 異議なしと認めます。よって、それぞれの常任委員会委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

○議長（武道 修司君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。これで会議を閉じます。

新川町長から挨拶の申出がありますので、これを許します。新川町長。

○町長（新川 久三君） 皆さん、9月2日から誠心誠意、審議をしていただき、決算については全て認定をいただきました。議案についても全議案御承認をいただきまして、大変ありがとうございます。特に、広域圏の問題、これは非常に、やっぱりまだ疑義のあるところも多々あるので、理事会の中でこれはちゃんとできるところはしていく、しかし、これが全部、全ての加盟団体の承諾がないと規約は変わらないと、こういうことも理解をしていただきたいと思います。そこで、すぐに理事会ありますので、それはそれで、私どもも十分、意見を尽くしながらやっていきたいと考えておるところでございます。そしてなお、私、行政報告の冒頭、皆さんにお知らせした、ビーチサッカーをビーチバレーと、当初、申しましたので、ちょっとここで訂正をさせていただきながら、そして、本町出身、弓の師出身でございますけれども、大場崇晃さん、非常に、看板を、今、本庁とそれから支所、それから築城駅、椎田駅、掲げております。そしたら、非常に、メッセンジャーでございますということでお礼が来ておりますので、この旨、申し上げて、閉会の御挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（武道 修司君） これで、令和3年第3回築上町議会定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午前11時18分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員